

災害救助法適用地域出身学生の皆様へ

## 「令和6年能登半島地震」により被災した学生に対する支援措置

芝浦工業大学

### 【支援措置の前提】

- ① この支援措置は、本学が過去の自然災害発生時に講じてきた支援措置に準じています。
- ② この当支援措置の対象者は、帰省先（実家等）が災害救助法の適用地域に所在し、令和6年1月1日の地震により人的、物的被害を受けた学部、大学院の在籍学生とします。
- ③ 次に示す支援の対象期間は2024年3月末までとします。その後、被災に関して支援に該当する事例が発生した場合は、個別に対応を検討します。

### 1. 支援措置

#### (ア) 学費相当額の免除

不幸にして学費納入者（保証人）が死亡した場合は、2024年度前期以降最短修業年限の諸会費を除く学費相当額（授業料および維持料）を免除します。

#### (イ) 家屋の損壊に係る学費相当額の一部免除

帰省先の家屋（店舗等を含む）の倒壊や家財の損壊等を被った被災学生に対し、2024年度学費相当額（授業料および維持料）の一部を免除します。

家屋の全半壊…前期学費相当額（授業料および維持料）を免除

家屋の一部損壊…前期学費相当額（授業料および維持料）の1/2を免除

#### (ウ) 弔慰金（香典）の支給

帰省先（実家等）において2親等までのご家族が死亡した場合は、香典として10,000円を支給します。また、後援会員が死亡した場合は、本学から芝浦工業大学後援会に対して慶弔見舞金の手続きを行います。

#### (エ) 帰省費用の一部補助

一般の災害により、上記（ア）～（イ）に該当する被災があった場合、帰省に関する交通費補助として実費（上限20,000円）を支給します。ただし、補助は、一人につき1回までを限度とします。

#### (オ) 奨学金の貸与等

一般の被災により家計が急変し、今後の生活費または学費補填等のために奨学金の貸与を希望する場合は、JASSO（日本学生支援機構）被災・家計急変時の申込み（家計急変採用、緊急・応急採用）を受け付けます。学生課・大学院課にご相談ください。また、生計維持者が現に住んでいる家屋が半壊以上の被害を受けるなどした場合は、JASSOの奨学金受給有無に関わらず、「JASSO災害支援金」の申込みを受け付けます。

（参考）[被災・家計急変時の申込み手続き（家計急変採用、緊急・応急採用） | JASSO](#)

[JASSO災害支援金 | JASSO](#)

#### (カ) 学生寮への優先入寮と寮費の免除

上記（ア）、（イ）に該当する場合は、本学学生寮への優先入寮が可能です。また、寮費（水光熱費を除く）を6ヶ月間免除します。

#### **（キ）本学大学院出願時の入学検定料の免除**

既に支払いが完了している大学院入学予定者は、入学後に遡及して免除します。

## **2. 支援措置実施にあたってのお願い**

- ① 人的、物的被害を受けた場合は、学生課・大学院課に申し出るとともに、別紙「令和6年能登半島地震支援措置申請書」により申請を行ってください。
- ② ご家族の死亡または家屋の損壊・流出等の場合には、可能な範囲で公的機関の「死亡診断書」、「罹災証明書」、またはこれに代わる書類を提出してください。（後日提出可）

以上